

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p><u>第7節 削除</u></p> <p>第8節～第11節 [略]</p> <p>第3章 目的税</p> <p><u>第1節 自動車取得税（第118条－第123条の8）</u></p> <p><u>第2節 軽油引取税（第124条－第140条）</u></p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）普通税</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p><u>第7節 自動車取得税（第84条－第98条）</u></p> <p><u>第7節の2 軽油引取税（第99条－第99条の19）</u></p> <p>第8節～第11節 [略]</p> <p>第3章 目的税</p> <p><u>第1節及び第2節 削除</u></p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）普通税</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>キ 自動車取得税</u></p> <p><u>ク 軽油引取税</u></p> <p>ケ [略]</p>

ク [略]

ケ [略]

(2) 目的税

ア 自動車取得税

イ 軽油引取税

ウ 狩猟税

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。

県 民 税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この項及び次条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この項、次条第1項、第27条第1項、第38条第2項及び第39条第2項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次条第1項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市

事 業 税 事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2

コ [略]

セ [略]

(2) 目的税

狩猟税

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 県民税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3号及び次条第1項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この号、次条第1項、第27条第1項、第38条第2項及び第39条第2項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次条第1項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市

(2) 事業税 事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以

	<u>以上ある場合には、主たるものの所在地)</u>
<u>地方消費税</u>	<u>地方消費税の譲渡割のうち、個人事業者に係るものにあつては住所地、居所地、事業に係る事務所若しくは事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は政令第35条の5第1項に規定する場所、法人等に係るものにあつては本店、主たる事務所若しくは事務所等の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は同条第3項に規定する場所、地方消費税の貨物割にあつては盛岡市</u>
<u>不動産取得税</u>	<u>不動産の所在地</u>
<u>県たばこ税</u>	<u>盛岡市</u>
<u>ゴルフ場利用税</u>	<u>ゴルフ場の所在地</u>
<u>自動車税</u>	<u>普通徴収の方法によるものにあつては主たる定置場の所在地、証紙徴収及び第104条の4の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地</u>
<u>鉾区税</u>	<u>鉾区の所在地</u>

	<u>上ある場合には、主たるものの所在地)</u>
(3) <u>地方消費税</u>	<u>地方消費税の譲渡割のうち、個人事業者に係るものにあつては住所地、居所地、事業に係る事務所若しくは事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所等」という。）の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は法第72条の78第2項第4号の政令に規定する場所、法人等に係るものにあつては本店、主たる事務所若しくは事務所等の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は同項第7号の政令に規定する場所、地方消費税の貨物割にあつては盛岡市</u>
(4) <u>不動産取得税</u>	<u>不動産の所在地</u>
(5) <u>県たばこ税</u>	<u>盛岡市</u>
(6) <u>ゴルフ場利用税</u>	<u>ゴルフ場の所在地</u>
(7) <u>自動車取得税</u>	<u>東北運輸局岩手運輸支局の所在地</u>
(8) <u>軽油引取税</u>	<u>県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者にあつては当該事務所又は事業所の所在地（自ら消費する場合又は第99条第3項に規定する炭化水素油で軽油若しくは同項に規定する揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売する場合にあつては、当該消費又は販売について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地）、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者にあつては盛岡市、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者にあつては事業所の所在地、同条第5項に規定する自動車の保有者にあつては自動車の主たる定置場の所在地、特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している者にあつてはその者の</u>

狩 獵 税 狩猟者の登録を受けようとする者の所在地。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、盛岡市

固 定 資 産 税 償却資産の所在地

自 動 車 取 得 税 東北運輸局岩手運輸支局の所在地

軽 油 引 取 税 県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者にあつては当該事務所又は事業所の所在地（自ら消費する場合又は炭化水素油で軽油若しくは揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売する場合にあつては、当該消費又は販売について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地）、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者にあつては盛岡市、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者にあつては事業所の所在地、自動車の保有者にあつては自動車の主たる定置場の所在地、特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している者にあつてはその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地、第127条各号に掲げる軽油の

事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地、第99条の4に規定する軽油の引取りを行った者で当該軽油を譲渡し、又は同条に規定する用途以外の用途に自ら消費するものにあつては当該軽油に係る同条に規定する免税証の交付を受けた場所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡するものにあつては当該消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を輸入するものにあつては当該輸入に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

(9) 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては主たる定置場の所在地、証紙徴収及び第104条の3の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地

(10) 釧区税 釧区の所在地

(11) 固定資産税 償却資産の所在地

(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の所在地。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、盛岡市

引取りを行った者で当該軽油を譲渡し、又は同条各号に掲げる用途以外の用途に自ら消費するものにあつては当該軽油に係る免税証の交付を受けた場所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡するものにあつては当該消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を輸入するものにあつては当該輸入に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

3 知事は、前項の規定による課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 事業協同組合、協同組合連合会又は商店街振興組合（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令第39条の5で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

第7節 削除

第84条から第99条まで 削除

3 知事は、前項各号に定める課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項各号の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 事業協同組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で法第73条の27の5第1項の政令に規定するものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の課税客体)

第84条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課す

る。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の政令に規定するものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の政令に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第85条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の政令に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動

車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内を主たる定置場として持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第86条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令に規定するところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

（1） 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の政令に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の政令に規定するもの

（2） 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

（3） 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第87条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第88条 その取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第89条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

(自動車の取得の報告)



第91条 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに法第122条第2項の総務省令に規定する様式による報告書を局長に提出しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第92条 自動車取得税の納税義務者は、第90条又は法第123条第1項の規定により自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書に証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）によって当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項及び第3項第1号において同じ。）に相当する金額の表示（以下この節において「自動車取得税納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者が、前項の申告書に自動車取得税納税証紙印の押印を受けることができない場合において、自動車取得税額に相当する現金を納付したときは、局長は、当該申告書に規則で定める納税済印を押印することによって自動車取得税納税証紙印に代えることができる。

3 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第123条第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

(自動車取得税納税証紙印等)

第93条 自動車取得税納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 自動車取得税納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から収納計器を始動させるために必要な票札（以下「始動票札」という。）を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちに告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、自動車取得税納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(始動票札)

第94条 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第95条 譲渡により担保の目的となっている財産（以下この条において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該自動車の取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に

対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該自動車の取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 局長は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第96条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法第126条第1項の総務省令に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

(自動車取得税の課税免除)

第97条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税の全部又は一部を

免除する。ただし、第2号に掲げる自動車の取得のうち同号の規定により自動車取得税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第13条又は第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車の取得については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。）には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得で、局長が必要と認めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得（前号に掲げるものを除く。）

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がされた営業用の自動車に係る自動車の取得（前2号に掲げるものを除く。）

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

2 前項各号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の免除すべき税額

は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額とし、同項第2号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円（当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更（以下この項において「身体障害者仕様等」という。）がある場合にあつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額）に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、同項第4号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、前項の申請書を提出する際、併せて提示しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第98条 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）に係る自動車の取得（当該滅失又は損壊の日から1年以内のものに限る。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、その取得者の申請により、自動車取得税を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める様式による申請書

に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない

。

## 第7節の2 軽油引取税

(軽油引取税の課税客体及び課税標準)

第99条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第99条の19第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第99条の19第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第99条の19第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別

徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第99条の11第2号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で法第144条の2第6項の政令に規定するところによって算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第99条の2 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- （1） 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- （2） 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- （3） 第99条の4に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- （4） 第99条の4に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- （5） 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- （6） 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車



の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で法第144条の3第2項の政令に規定するものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、法第144条の3第3項の政令に規定するところにより、局長にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の課税免除)

第99条の3 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条の8第3項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

(2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第99条の4 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の法第144条の6の政令に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条の政令に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、法第144条の21第1項の規定による免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)の交付があった場合又は第99条の18第1項の局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

(軽油引取税の税率)

第99条の5 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする

。

(軽油引取税の徴収の方法)

第99条の6 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第99条第3項から第6項まで又は第99条の2の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要があると局長が認める場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定によって軽油引取税を徴収する場合における徴収については、普通徴収の方法の例による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第99条の7 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者その他軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の申告納入）

第99条の8 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、法第144条の14第2項の総務省令に規定する様式によって、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第99条の3又は第99条の4の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として法第144条の14第3項の政令に規定する数量を控除した数量とする。

3 第1項の場合において、第99条の3又は第99条の4の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令に規定するところにより、次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、免税証その他当該数量を証明する書類を添付して局長の承認を受けなければならない。

4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納

入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第99条の9 第99条の7第1項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の営業開始年月日

オ その他規則で定める事項

(2) 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された日

オ その他規則で定める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ その他規則で定める事項

3 局長は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 局長は、登録特別徴収義務者から第3項の登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除しなければならない。

6 局長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) その事務所又は事業所が所在しなくなったこと。

(2) 1年以上軽油の納入が行われないこと。

7 局長は、前2項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知しなければならない。

。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第99条の10 局長は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち管轄区域内に事務所又は事業所を有する者に対し、事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であることを証する法第144条の16第1項の総務省令に規定する証票を交付しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第99条の11 第99条の6第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次に定めるところによって申告した税額をそれぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1) 第99条第3項から第5項までに該当する者又は第99条の2第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を局長に提出すること。

(2) 第99条第6項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出すること。

(3) 第99条の2第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出すること。

(4) 第99条の2第1項第6号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出すること。

(免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取り)

第99条の12 第99条の4に規定する用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

2 前項ただし書の免税軽油の引取りを行った免税軽油使用者は、当該免税証に記名押印しなければならない。

（免税軽油使用者証の有効期間及び手数料並びに免税証の有効期間）

第99条の13 法第144条の21第2項の規定により交付する免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の有効期間は、交付の日から2年とする。

2 免税軽油使用者証の交付を受ける者及びその交付を受けた後において当該免税軽油使用者証の有効期間内にそれを紛失し、又は損傷したために再交付又は書換えを受ける者は、その交付、再交付又は書換えのそれぞれについて400円の手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 免税証の有効期間は、交付の日から1年以内において局長が免税証に記入した期間とする。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第99条の14 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第144条の21第2項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免

税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この条において同じ。)  
の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）  
、当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所  
在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を  
提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日まで  
の間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する  
事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の法第144  
条の27第1項の総務省令に規定する事項を記載した報告書を、当該免税軽  
油使用者証を交付した局長に提出しなければならない。ただし、前月の初  
日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が  
当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当  
該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、こ  
の限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、引取りを行う当該免税軽油  
使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が規則で定める数量未満であるこ  
とその他の規則で定める要件に該当する者については、前項の報告書の提  
出の期限は、同項の規定にかかわらず、当該免税証の有効期間の末日の属  
する月の翌月の末日とする。

（軽油引取税の徴収猶予）

第99条の15 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予については、第15条  
第1項（第4号を除く。）及び第15条の2の規定を準用する。この場合に  
おいて、同項第5号中「猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合  
には、提供」とあるのは、「提供」と読み替えるものとする。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請）

第99条の16 軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の30第1項の規定によ  
る徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、同  
項の申請に用いる申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要

とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第99条の17 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める様式による届書を局長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合においては、規則で定める様式による申請書を局長に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置)

第99条の18 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による局長の承認を受けようとする場合においては、規則で定める様式による申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の承認をした場合においては、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合においては、規則で定める様式による申請書に、前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。



(製造等の承認を受ける義務等)

第99条の19 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法第144条の32第1項の総務省令に規定する事項を定めて、製造等を行う場所（第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地を管轄する広域振興局等の長の承認を受けなければならない。

(1) 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

(3) 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

(4) 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、広域振興局等の長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする

3 第1項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない

4 第1項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第1項第3号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油

を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第1項第3号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、法第144条の32第9項の総務省令に規定するところによる。

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。）が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。）が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)

第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により自動車税の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車で当該身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が運転するもの

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(6) [略]

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の5 局長は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税を免除する。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)

第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により自動車税の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。

(1) 身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等が運転するもの

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(6) [略]

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の5 局長は、第97条第1項第3号に規定する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税を免除する。

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 [略]

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(自動車税の徴収の方法)

第104条 [略]

2 [略]

3 前項の規定によって自動車税を納付しようとする納税者は、第106条の規定による申告書（以下この条において「申告書」という。）に証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）によって当該自動車税額に相当する金額の表示（以下「自動車税納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

4・5 [略]

(自動車税納税証紙印の形式等)

第104条の2 [略]

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 [略]

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(自動車税の徴収の方法)

第104条 [略]

2 [略]

3 前項の規定によって自動車税を納付しようとする納税者は、第106条の規定による申告書（以下この条において「申告書」という。）に収納計器によって当該自動車税額に相当する金額の表示（以下この節において「自動車税納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

4・5 [略]

(自動車税納税証紙印の形式等)

第104条の2 [略]

2 自動車税納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から始動票札を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちに告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、自動車税納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（始動票札）

第104条の3 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項の規定による収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第104条の4 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令第9条で定める方法により徴収する。

第1節 自動車取得税

2 自動車税納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第93条第2項から第5項まで及び第94条の規定を準用する。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第104条の3 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法第151条の2の総務省令に規定する方法により徴収する。

第1節及び第2節 削除

(自動車取得税の課税客体)

第118条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（政令第55条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令第55条の2に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第119条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第55条の2に規定する自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車

第118条から第140条まで 削除

取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第120条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、総務省令第17条に規定するところにより算定した金額（以下この条において「通常取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

（1） 無償でされた自動車の取得

（2） 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令第55条の5第1項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で、当該自動車に係る通常取引価額と異なる取得価額によるもの

（3） 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた民法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

（4） 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第121条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第122条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第123条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第123条の2 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令第17条の2で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるとき自動車の取得 当該登録を受けるとき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるとき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるとき自動車の取得 当該記入を受けるとき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日



から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第699条の12第1項の規定によ  
って自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税に係る延滞金額を  
納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書に収納計器によ  
って当該自動車取得税額に相当する金額の表示（以下「自動車取得税納税  
証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

3 前項に規定する納税義務者が、自動車取得税納税証紙印の押印を受ける  
ことができない場合において、自動車取得税額に相当する現金を納付した  
ときは、局長は、申告書に規則で定める納税済印を押印することによって  
自動車取得税納税証紙印に代えることができる。

4 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税  
額（第1号の場合にあつては、当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む  
。）に相当する現金を納付しなければならない。

（1） 法第699条の12第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合

（2） 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第  
3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道  
路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の  
規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の規定に  
よる申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合  
（自動車取得税納税証紙印の形式等）

第123条の3 自動車取得税納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 自動車取得税納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第104条の2  
第2項から第5項まで及び第104条の3の規定を準用する。  
（自動車取得税の報告）

第123条の4 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下である場  
合又は当該自動車の取得が法第699条の4第2項各号に掲げる自動車の取得

である場合においては、第123条の2第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに規則で定める様式による報告書を局長に提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第123条の5 譲渡により担保の目的となっている財産（以下この条において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 局長は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに、当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保

権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 局長は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第123条の6 自動車販売業者から自動車の取得をした者が当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額がすでに納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前条第6項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の課税免除)

第123条の7 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税の全部又は一部を免除するものとする。ただし、第2号に掲げる自動車の取得のうち同号の規定により自動車取得税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第13条、第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車の取得については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

(2) 身体障害者等若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神

障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。）には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得で、局長が必要と認めるもの

(3) 第103条の5第1項に規定する自動車の取得

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がなされた営業用の自動車の取得（前2号に掲げるものを除く。）

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

2 前項に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の免除すべき税額は、同項第1号、第2号、第3号又は第5号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額とし、同項第4号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、第123条の2の規定による申告をした日から15日以内に、申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、前項の規定による申請書を提出する際、併せて提示しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第123条の8 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下この項

において「被災自動車」という。)に代わるものと局長が認める自動車の取得(当該滅失又は損壊の日から1年以内に行われる取得に限る。)に対しては、被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に第121条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により自動車取得税を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第123条の2の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

## 第2節 軽油引取税

(軽油引取税の課税客体及び課税標準)

第124条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和32年法律第55号)第2条第1項に規定する揮発油(同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)以外のもの(同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第139条第

1 項第 3 号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前 3 項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第139条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第 3 号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第139条第 1 項第 4 号の規定により消費の承認を受け、又は同条第 6 項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とす

る。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第140条において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令第56条の2で定めるところによって算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第125条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

（1） 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

（2） 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

（3） 第127条各号に掲げる軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

（4） 第127条各号に掲げる軽油の引取りを行った者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するための当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

（5） 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

（6） 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当

## 該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる」と認められる炭化水素油で政令第56条の2の2に規定する炭化水素油を除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、政令第56条の2の3第1項で定める届出書を局長に提出して同項で定める承認書の交付を受けなければならない。

### （軽油引取税の課税免除）

第126条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第131条第3項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

（1） 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

（2） 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第127条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、法第700条の15第1項の規定による免税証の交付があった場合及び法第700条の22第4項又は第5項の規定による承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

（1） 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

（2） 海上保安庁その他政令第56条の2の5で定める者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令第56条の2の5で定めるものに供する軽油の引取り

（3） 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令第56条の3で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令第56条の3の2で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

（4） 農業又は林業を営む者その他政令第56条の3の3で定める者が動力



耕うん機その他の政令第56条の4で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

(5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令第56条の5で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同条で定める用途に供する軽油の引取り

(軽油引取税の税率)

第128条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする

(軽油引取税の徴収の方法)

第129条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第124条第3項から第6項まで又は第125条の規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて局長が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第700条の16第4項又は法第700条の19第5項の規定によって軽油引取税を徴収する場合は、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第130条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者その他軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収業者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第131条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、総務省令第18条で定める様式によって、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額並びに第126条又は第127条の規定に

よって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあっては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあっては当該軽油の数量から当該軽油の数量の100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第1項の場合において、第126条又は第127条の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して局長の承認を受けなければならない。

4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第132条 第130条第1項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の営業開始年月日

オ その他規則で定める事項

(2) 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された日

オ その他規則で定める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ その他規則で定める事項

3 局長は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場

合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 局長は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除しなければならない。

6 局長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が所在しなくなったこと。

(2) 1年以上軽油の納入が行われなかったこと。

7 局長は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第132条の2 局長は、前条第1項の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち管轄区域内に事務所又は事業所を有する者に対し、事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であることを証する総務省令第18条で定める証票を交付しなければならない。

(免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取)

第133条 第127条各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によってその引取について軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取を行おうとする同条各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

2 前項ただし書の引取を行った免税軽油使用者は、当該免税証に記名捺印しなければならない。

(免税軽油使用者証の有効期間及び手数料並びに免税証の有効期間)

第134条 法第700条の15第2項の規定により交付する免税軽油使用者証(次条において「免税軽油使用者証」という。)の有効期間は、交付の日から2年とする。

2 前項の免税軽油使用者証の交付を受ける者及びその交付を受けた後において当該免税軽油使用者証の有効期間内にそれを亡失し、又はき損したために再交付又は書換えを受ける者は、その交付、再交付又は書換えのそれぞれについて400円の手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年以内において局長が免税証に記入した期間とする。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第134条の2 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第700条の15第2項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この条において同じ。)

の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の総務省令第18条の11の3第1項で定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した局長に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が

当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が規則で定める数量未満であることその他の規則で定める要件に該当する者については、前項の報告書の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、当該免税証の有効期間の末日の属する月の翌月の末日とする。

(軽油引取税に係る徴収猶予に関しての手續)

第135条 法第700条の21第1項の規定による徴収猶予については、第15条第1項(第4号及び第5号中「猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、」を除く。)及び第15条の2の規定を準用する。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請等)

第135条の2 軽油引取税の特別徴収義務者が法第700条の21の2第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、総務省令第18条で定める申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

2 法第700条の21の2第1項の規定により軽油引取税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第136条 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第700条の22第1項に規定する軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した軽油の返還についての届書を局長に提出しなければならない

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除があった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還があった年月日
- (6) その他規則で定める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める様式による申請書を局長に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第137条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める様式による申請書を局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第700条の22第4項又は第5項の規定により、免税証を交付した局長又は他の都道府県知事の承認を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(法第700条の22第4項又は第5項の承認)

第138条 免税軽油使用者は、法第700条の22第4項又は第5項の規定により、局長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載し

た承認申請書にその記載した事項の事実を証するに足りる書類を添付して局長に提出しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が法第700条の15第1項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、交付された免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由
- (7) その他規則で定める事項

2 局長は、前項の申請について、その承認をした場合においては、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付しなければならない。

(製造等の承認を受ける義務等)

第139条 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他総務省令第18条の13で定める事項を定めて、製造等を行う場所（第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の広域振興局等の長の承認を受けなければならない。

- (1) 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき



○  
(2) 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

(3) 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

(4) 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、広域振興局等の長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする

○  
3 第1項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない

○  
4 第1項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第1項第3号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第1項第3号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、総務省令第18条の14

から第18条の16までに定めるところによる。

(軽油引取税の申告納付)

第140条 第129条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、第124条第3項から第5項まで又は第125条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあつては毎月末日までに前月の初日から末日までの間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第124条第6項に掲げる者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までにその所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第125条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第125条第1項第6号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について法第700条の14の申告書を局長に提出し、及びその申告した税金を納付書によって納付しなければならない。

(県税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第145条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿（第69条、第79条又は第139条第3項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ局長（同表第3号の左欄に掲げる者にあつては、同条第1項の承認をした局長）の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもって当該承認を受けた県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(県税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第145条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿（第69条、第79条又は第99条の19第3項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ局長（同表第3号の左欄に掲げる者にあつては、同条第1項の承認をした局長）の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもって当該承認を受けた県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる

[略]	
(3) <u>第139条第3項</u> に規定する同条第1項の承認を受けた者	[略]

(県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第146条 前条の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、それぞれ局長（同表第3号の左欄に掲げる者にあつては、第139条第1項の承認をした局長）の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもって当該承認を受けた県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 [略]

#### 附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2

[略]	
(3) <u>第99条の19第3項</u> に規定する同条第1項の承認を受けた者	[略]

(県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第146条 前条の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、それぞれ局長（同表第3号の左欄に掲げる者にあつては、第99条の19第1項の承認をした局長）の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもって当該承認を受けた県税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 [略]

#### 附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所

項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(3) [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(3) [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係

る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の

る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令に規定するところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県

所得割について準用する。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

民税の所得割について準用する。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び

附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

に附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に第64条の2第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

(県たばこ税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第64条の2第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

(県たばこ税の税率の特例)



第24条 [略]

第24条 [略]

(自動車取得税の税率等の特例)

第24条の2 自家用の自動車（第84条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第10項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第5項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第5項第1号ハの総務省令に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第11項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の2の2第6項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の2の2第7項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以

外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第1号の総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第1号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第2号の総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第8項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100

分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第9項の総務省令に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の2の2第9項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第2号の総務省令に規定

するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第2号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であって新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、第10項又は第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第1号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第

2号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で法附則第12条の2の2第10項第3号の総務省令に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令に規定するものに適合するもの

9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする

。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の2の2第12項の総務省令に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第12項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の2第13項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）

に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

12 前2項の規定は、第90条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の2第14項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第24条の3 当分の間、第99条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(2) 海上保安庁その他法附則第12条の2の4第1項第2号の政令に規定する者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で同号の政令に規定するものに供する軽油の引取り

(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他法附則第12条の2の4第1項第3号の政令に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号の政令に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあ

っては、同号の政令に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

(4) 農業又は林業を営む者その他法附則第12条の2の4第1項第4号の政令に規定する者が動力耕うん機その他の同号の政令に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

(5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の法附則第12条の2の4第1項第5号の政令に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する

（軽油引取税の税率の特例）

第24条の5 平成30年3月31日までに第99条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第99条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第99条の5の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

（自動車税の税率の特例）

第25条 [略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項の総務省令に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー

（自動車税の税率の特例）

第25条 [略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項の政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において



「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるもの(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第3項の総務省令で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

3～5 [略]

(自動車取得税の税率等の特例)

第27条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日まで又は平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 電気を動力源とする自動車で法附則第32条第3項の総務省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控

消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項の総務省令に規定するもの(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第3項の総務省令に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

3～5 [略]

第27条から第29条まで 削除

除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第32条第4項の総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第32条第4項第1号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第32条第5項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（

昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第32条第5項の総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車バス、トラックその他の法附則第32条第5項の総務省令で定めるものである場合にあっては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の同項の総務省令で定めるものである場合にあっては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の2）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第1号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第5項第1号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 附則第25条第2項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第5項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5 平成2年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた自動車の取得に係る第122条及び第123条の4の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

8 前2項の規定は、第123条の2第1項又は法第699条の12の規定により提

出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第32条第9項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

（1） 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第1号の総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

（2） 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第2号の総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

（3） 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であつて法附則第32条第11項第3号の総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平

成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第3号の総務省令で定めるものに適合するもの

(軽油引取税の税率の特例)

第28条 昭和54年6月1日から平成5年11月30日までの間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、24,300円とする。

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日まで又は平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第29条 当分の間、第124条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする

。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第99条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第99条の2第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第99条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第125条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第124条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第132条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第99条の9第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第132条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第99条の9第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第132条第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請は、新条例第99条の9第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第132条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第99条の9第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第132条の2の規定により交付を受けている証票は、新条例第99条の10の規定により交付を受けた証票とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第139条第1項の規定により広域振興局等の長の承認を受けている者に係る同項の規定による当該広域振興局等の長の承認は、新条例第99条の19第1項の規定による広域振興局等の長の承認とみなす。

9 この条例の施行の際現に旧条例第139条第4項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第99条の19第4項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第5条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例(平成14年岩手県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(自動車取得税の課税免除)</u></p> <p><u>第4条 特定非営利活動の用に供するための自動車が無償で譲り受けた特定非営利活動法人については、当該自動車に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除する。</u></p> <p><u>2 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車(専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)に係る自動車の取得(前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税を免除する。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(3) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護</u></p> <p><u>(4) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護</u></p> <p><u>(5) 介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護</u></p> <p><u>(6) 介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護</u></p> <p><u>(7) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</u></p> <p><u>(8) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(9) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護</u></p> <p><u>(10) 介護保険法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p> <p><u>(11) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</u></p>



(12) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第5条第7項に規定する児童デイサービスの用に供する自動車

(2) 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供する自動車

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供する自動車

（自動車税の課税免除）

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

（自動車税の課税免除）

第4条 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

(1) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護

(2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

- (3) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (4) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (5) 介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護
- (6) 介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (7) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (8) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (9) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (10) 介護保険法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (11) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (12) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第5条第7項に規定する児童デイサービスの用に供するもの
- (2) 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供するもの
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供するもの

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第3項各号に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供するもの

(自動車取得税の課税免除)

第5条 特定非営利活動の用に供するための自動車が無償で譲り受けた特定非営利活動法人については、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除する。

2 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、前条第1項各号に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

3 特定非営利活動法人については、前条第2項各号に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(課税免除の申請手続)

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第104条の4の方法によって徴収されるものの場合にあっては同条例第106条の規定による申告をした日から15日以内に、自動車取得税の場合にあっては同条例第123条の2の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という

(課税免除の申請手続)

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車取得税の場合にあっては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第90条の規定による申告をした日から15日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は同条例第104条の3の方法によって徴収されるものの場合にあっては同条例第106条の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）

。 ) に提出しなければならない。	に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条及び第6条の規定は、施行日以後の自動車の取得について適用し、施行日前の自動車の取得については、なお従前の例による。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成19年岩手県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第123条の7第2項の改正規定を削る。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分並びに次条第3項及び第4項の規定は同年8月1日から、表3の項の改正部分並びに附則第3条及び第4条の規定は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例(次条において「新条例」という。)第103条の4の規定は、平成21年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成20年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第123条の7の規定は、平成21年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分並びに次条第3項及び第4項の規定は同年8月1日から、表3の項の改正部分及び附則第3条の規定は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例第103条の4の規定は、平成21年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成20年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第8条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成20年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>附 則 (個人の県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 平成21年1月1日から<u>平成22年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係るこの条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第41条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>3 平成21年1月1日から<u>平成22年12月31日</u>までの間に行われる新条例第41条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第41条の15及び第41条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>附 則 (個人の県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係るこの条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第41条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>3 平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に行われる新条例第41条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第41条の15及び第41条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	